

函館市公立学校長（高等学校・幼稚園）採用候補者選考実施要項

（昭和63年2月15日函館市教育委員会教育長決定）

（平成22年12月20日 一部改正）

（平成28年5月11日 一部改正）

（令和5年1月13日 一部改正）

1 目的

教育公務員特例法（昭和24年法律第1号）第11条の規定に基づき、函館市公立学校長（高等学校・幼稚園）の採用候補者選考に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

2 採用候補者の資格要件

採用候補者の選考の対象者は、人格、識見、指導力、学校経営に関する能力が特に優れ身体強健なもので、かつ、原則として次に掲げる要件を備えた者とする。

- （1）教諭の1種普通免許状を有していること。
- （2）年齢が、60歳未満であること。
- （3）公立学校の教頭として、1年以上の勤務経験を有していること。または、それに準ずると認められた者であること。

3 選考対象者の推薦および決定

選考対象者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

- （1）前項に該当する者で、所属長からの推薦により教育長が適当と認めた者
- （2）函館市立幼稚園で現に教頭の職にある者で、教育長が適当と認めた者

4 提出書類

- （1）前項1号の所属長の推薦にあたっては、函館市公立学校長採用候補者推薦（様式1）および校長採用候補者推薦理由書（様式2）を作成し、教育長に提出するものとする。
- （2）前号の書類の提出期日は、教育長が定める。

5 採用候補者の選考試験

採用候補者の選考試験は、筆記および面接により教育長の管理の下で行う。

- （1）筆記による選考試験
 - ア 筆記による選考試験は論文によるものとし、その内容は主に学校の管理経営、教育課程、学習指導および生徒指導等に関するものとする。
 - イ 期日、場所、評定等、筆記による選考試験に関する必要事項は、教育長が定める。
- （2）面接による選考試験
 - 期日、場所、面接者等、面接による選考試験に関する必要事項は、教育長が定める。

6 採用候補者の選考試験の免除

次の各号の一により採用候補者とするときは、前項の選考試験について免除することができる。

- （1）任命権者が異なる公立学校長
- （2）北海道教育委員会の校長採用候補者名簿に登録されている者
- （3）前2号に準ずると認められる者

(4) 函館市立幼稚園で現に教頭の職にある者で、かつ教育長が適当と認めた者

7 採用候補者の登録

(1) 採用候補者として適当と認められる者は、校長・園長採用候補者名簿に登録する。

(2) 校長・園長採用候補者名簿の有効期間は、受検年度の翌年度の4月1日から起算して2年間とする。

様式1 (甲)

函館市公立学校長採用候補者推薦書

(年 月 日現在)

学校名					写真貼付欄 出願前3月以内に 帽子をかぶらずに 撮った上半身正面 の写真 縦 4cm 横 3cm
職名	ふりがな		性別		
	氏名		男女		
生年月日	年 月 日生 (現在満 歳)	職員 番号			
ふりがな				住宅状況	自宅・公宅
現住所	〒				借家・借間
現在校 勤務年数	年 月		教職員 勤務年数	年 月	
教頭発令 年月日	年 月 日		教頭 経験年数	年 月	
学歴	学校名	学部・学科・専攻		修業期間	卒業・修了・中退
	(最終学歴)			年 月 年 月	第 学年 卒業・修了・中退
	(その前)			年 月 年 月	第 学年 卒業・修了・中退
	(その前)			年 月 年 月	第 学年 卒業・修了・中退
所有 免許状	種類	教科	取得(見込)年月日	備考	
趣味 特技					
健康状態	良好・やや不良・不良 病名 年 月		長期欠勤 休職歴	病名 期間 年 月～ 年 月	

様式（乙）

職歴（新しい順に記入してください。）							
在 職 期 間		学校名又は勤務先		学級数	へき地	職 名	備 考
自	年 月 日						
至	年 月 日				級地		
自	年 月 日						
至	年 月 日				級地		
自	年 月 日						
至	年 月 日				級地		
自	年 月 日						
至	年 月 日				級地		
自	年 月 日						
至	年 月 日				級地		
自	年 月 日						
至	年 月 日				級地		
家 族 の 状 況	続柄	氏 名	年齢	同居・別居	住 所		備 考
現在までの 研究発表・ 実践記録							
所属研究 団 体							
所 属 長 の 意 見							
	職氏名					印	

様式2

校長採用候補者推薦理由書

学校名

校長名

印

候補者職・氏名

職名		ふりがな	
		氏名	

推 薦 理 由	
人物・識見	
学校経営	
研修・研究活動	
健康状態	
その他	
総合所見	